

## ○八戸圏域水道企業団工事希望型指名競争入札実施要領

平成22年5月28日

改正 平成30年6月11日

平成31年2月28日

(題名改称)

令和2年11月25日

### (趣旨)

第1条 この要領は、八戸圏域水道企業団(第5条において「企業団」という。)が発注する水道本管工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する水道施設工事のうち導水管、送水管又は配水管を布設する工事その他附帯の工事をいう。以下同じ。)を指名競争入札に付する場合において、建設業者の入札参加意欲を反映するとともに、より一層の公平性、競争性及び透明性を確保するため、工事希望型指名競争入札を行うこととし、その実施について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、工事希望型指名競争入札とは、指名業者の選定に先立って、対象の建設工事業者に対し、参加表明を求める指名競争入札をいう。

### (対象工事)

第3条 工事希望型指名競争入札の対象となる建設工事は、水道本管工事のうち、一般競争入札及び特別な条件のある工事(技術的制約のある工事、工期的に制約のある工事等)を除くものから選定する。

### (参加対象者)

第4条 工事希望型指名競争入札に参加できる者は、八戸圏域水道企業団請負工事等の競争入札等参加者の資格に関する規程(平成6年八戸圏域水道企業団管理規程第11号)により水道本管工事に格付けされた者のうち、当該建設工事の設計金額に対応する等級(第8条において「対応等級」という。)の工事に参加できる者(以下「参加資格者」という。)を対象とする。

### (資料の送付)

第5条 企業長は、工事希望の確認をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類及び工事希望確認申請兼通知書(別記様式)を前条により対象となった者に送付するものとする。

#### (1) 工事の概要

#### (2) 入札条件

2 前項の規定による送付は、原則として、電子メールにより行う。ただし、やむを得ない事情によりこれにより行うことができないときには、所定の書面により行う。

3 電子入札システム(企業団が行う入札に関する事務を企業団の使用に係る電子計算機と入札

に参加する者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して処理する情報処理システムをいう。以下同じ。)による入札を行う案件(以下「電子入札案件」という。)においては、第1項に規定する書類を電子入札システムを使用して送付するものとする。ただし、企業長が認めた場合は、この限りでない。

(工事希望確認申請及び受理)

第6条 工事希望型指名競争入札に参加しようとする者は、工事希望確認申請兼通知書を定められた期日までに企業長に提出しなければならない。

- 2 企業長は、前項の申請を受理したときは、工事希望確認申請兼通知書に收受印を押印し、当該申請者に通知するものとする。
- 3 電子入札案件にあつては、第1項の規定による提出及び前項の規定による通知に代えて、電子入札システムを使用して通知することができる。ただし、企業長が認めた場合は、この限りでない。

(入札参加資格の喪失)

第7条 企業長は、前条第2項の規定により通知された者が、入札日までの間に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札に参加させないものとし、その旨の理由を付して当該入札参加資格者に通知するものとする。

- (1) 入札参加資格の要件を欠いたとき。
  - (2) 工事希望型指名競争入札に参加させることが、著しく不相当と認められるとき。
- 2 電子入札案件にあつては、前項の規定による通知に代えて、電子入札システムを使用して通知することができる。ただし、企業長が認めた場合は、この限りでない。

(入札参加者の追加)

第8条 企業長は、当該入札の申請者数が少なく競争性が確保されないおそれがある場合は、当該申請者に加え対応等級の直近上位又は直近下位の等級の参加資格者を当該入札に指名できるものとする。

(入札の中止)

第9条 企業長は、当該入札の申請者が1者の場合又は応札者が1者の場合は工事希望型指名競争入札を中止する。

(電子入札案件についての適用除外)

第10条 第8条及び前条の規定は、電子入札案件には適用しない。

(その他)

第11条 工事希望型指名競争入札に関し、この要領に定めない事項については別に定める。

附 則

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

附 則(平成30年6月11日)

この要領は、平成30年6月11日から施行する。

附 則(平成31年2月28日)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 改正後の八戸圏域水道企業団工事希望型指名競争入札実施要領の規定は、この要領の施行日以後に指名通知をする工事希望型指名競争入札について適用し、同日前に指名通知をした工事希望型指名競争入札については、なお従前の例による。

別記様式（第5条関係）

## 工事希望確認申請兼通知書

申込日 年 月 日

あて先 八戸圏域水道企業団企業長

年 月 日に送付された次の工事案件について、  
入札に参加希望いたします。

工事案件

契約番号	八水契第 号
工 事 件 名	

申込者

八戸圏域水道企業団

参加希望を確認いたしました。

収受印